

さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年 3月16日

さいたま市長

清水 勇人

さいたま市規則第7号

さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所長事務委任規則（平成14年さいたま市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に関する委任事務）</p> <p>第26条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>法第14条第13項</u>の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る一部変更の承認に関すること。</p> <p>(9) <u>法第14条第14項</u>の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る軽微な変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(10)～(90) [略]</p> <p>（埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に関する委任事務）</p> <p>第46条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 特例条例別表<u>第114項第1号1</u>の規定による認定に関すること。</p> <p>(2) 特例条例別表<u>第114項第1号2</u>の規定による認定書の交付に関すること。</p>	<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に関する委任事務）</p> <p>第26条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>法第14条第15項</u>の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る一部変更の承認に関すること。</p> <p>(9) <u>法第14条第16項</u>の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る軽微な変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(10)～(90) [略]</p> <p>（埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に関する委任事務）</p> <p>第46条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 特例条例別表<u>第113項第1号1</u>の規定による認定に関すること。</p> <p>(2) 特例条例別表<u>第113項第1号2</u>の規定による認定書の交付に関すること。</p>

- (3) 特例条例別表第114項第1号3の規定による認定の取消しに関する事。
- (4) 特例条例別表第114項第1号4の規定による認定書の返納に関する事。
- (5) 特例条例別表第114項第1号5の規定による命令に関する事。
- (6) 特例条例別表第114項第1号6の規定による申請の受理に関する事。
- (7) 特例条例別表第114項第1号7の規定による認定書の再交付に関する事。
- (8) 特例条例別表第114項第1号8の規定による届出の受理に関する事。
- (9) 特例条例別表第114項第1号9の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。
- (10) 特例条例別表第114項第2号の規定による免許証の再交付及び免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為に関する事。

- (3) 特例条例別表第113項第1号3の規定による認定の取消しに関する事。
- (4) 特例条例別表第113項第1号4の規定による認定書の返納に関する事。
- (5) 特例条例別表第113項第1号5の規定による命令に関する事。
- (6) 特例条例別表第113項第1号6の規定による申請の受理に関する事。
- (7) 特例条例別表第113項第1号7の規定による認定書の再交付に関する事。
- (8) 特例条例別表第113項第1号8の規定による届出の受理に関する事。
- (9) 特例条例別表第113項第1号9の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。
- (10) 特例条例別表第113項第2号の規定による免許証の再交付及び免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為に関する事。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。ただし、第46条の改正は、公布の日から施行する。